

# 神奈川県横浜市法定外普通税「勝馬投票券発売税」 の新設に係る意見

平成13年3月30日  
地方財政審議会

## 第1 地方税法第670条の2の規定に基づく総務大臣に対する 意見

当審議会は、横浜市の勝馬投票券発売税について、地方団体の課税自主権の尊重の観点に立ちつつ法定外税制度の趣旨に則り総合的に検討を行った結果、以下の理由により地方税法第671条第3号の不同意の事由があると認められるため、同法第669条の同意を行わないことが適当であると考えます。

1. 公営競技については、各関係法律に基づき刑法の特例として地方団体や特殊法人により施行される場合に限り認められており、また、その収益の国・地方等への帰属及びその使途も法律上明確に定められている。このような公営競技の一つである中央競馬は、競馬法及び日本中央競馬会法に基づき、日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）が、畜産振興及び民間社会福祉事業の振興のために財政資金を確保することを目的として、刑法の特例として独占的に行う特別な制度であることから、国の特に重要な施策に当たり、地方税法第671条第3号の「国の経済施策」に該当すること
2. 勝馬投票券発売税については、
  - ① 競馬会の勝馬投票券の発売金額から払戻金及び経費を差し引いた金額の充当は国庫納付金を基本とし全て法定されているため、勝馬投票券発売税の課税により畜産振興及び民間社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てることとされている国庫納付金への配分等に影響が生じることから、勝馬投票券発売税は、特別の負担を求めるべき合理的な課税の理由がない限り、「国の経済施策」に照らして適当でないこと

- ② これに対し、横浜市の説明で勝馬投票券発売税の課税の理由として挙げられている、「公共法人のうち、収益をあげて活動を行っており、かつ、市域内で行っている活動が、直接、地域住民の生活等の向上を図るものではない法人に対して、相応の負担を求めることとし、広く検討した結果、唯一、日本中央競馬会が該当する」ということは、競馬会に対して特別の負担を求めるべき合理的な課税の理由とは認められないことから、「国の経済施策に照らして適当でない」場合に該当すること

## 第2 総務省設置法第9条第3項の規定に基づく意見

### 1. 総務大臣に対する意見

地方団体においては、

- ① 地方分権推進の一環として、課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化等の観点から、法定外税制度が改正された趣旨を踏まえ、公平・中立などの税の原則に則って、法定外税に関する検討を進めること
- ② 納税義務者が極く限定された法定外税の場合、特に当該納税義務者に十分説明を行うことが必要であると考えられる。このため、これらの点について地方団体に対し周知徹底を図るべきであると考ええる。

### 2. 農林水産大臣に対する意見

競馬会の環境整備交付金について、競馬会の施設の周辺地域の実情等を踏まえて、そのあり方が検討されるべきであると考ええる。